

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.012

処 分 名	占用の許可
処 分 の 概 要	公共下水道の敷地又は排水施設に物件を設け、継続して占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 37 条 春日部市下水道条例施行規則第 26 条
審 査 基 準	<p>春日部市下水道条例 （占用等）</p> <p>第 3 7 条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占用物件の設置について法第 2 4 条第 1 項の許可を受けたときは、その許可をもって占用とみなす。</p> <p>2 市長は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件</p> <p>(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件</p> <p>(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業及び郵政事業に係る占用物件</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。</p> <p>3 第 9 条及び第 1 0 条第 1 項の規定は、第 1 項の規定により許可を受けべき占用物件（公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件に限る。）について準用する。この場合において、第 9 条及び第 1 0 条第 1 項中「排水設備等」とあるのは「占用物件」と読み替えるものとする。</p> <p>4 占用料の額及び徴収については、春日部市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年 1 3 8 号）の例による。</p>
標準処理期間	14 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備 考	

根拠条例及び  
関係法令等の抜粋

■春日部市下水道条例

(占有等)

第37条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 市長は、前項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。

(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件

(2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件

(3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

3 第9条及び第10条第1項の規定は、第1項の規定により許可を受けべき占有物件(公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件に限る。)について準用する。この場合において、第9条及び第10条第1項中「排水設備等」とあるのは「占有物件」と読み替えるものとする。

4 占有料の額及び徴収については、春日部市道路占有料徴収条例(平成17年条例第138号)の例による。

■春日部市下水道条例施行規則

(耐震性能)

第26条 重要な排水施設(地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設(これらを補完する施設を含む。)をいう。以下この条において同じ。)の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

(1) レベル1地震動(施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2) レベル2地震動(施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

2 その他の排水施設(重要な排水施設以外の排水施設をいう。)の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。